

第92期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時
場所 佐賀市唐人二丁目7番20号
当行本店8階大会議室

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

本総会におきましては、新型コロナウイルス感染の可能性が懸念されております。

ご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

ご出席株主さまへのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目 次

● 第92期定時株主総会招集ご通知	1
● インターネット等による議決権行使のご案内	3
<株主総会参考書類>	
● 第1号議案 剰余金の処分の件	5
● 第2号議案 取締役6名選任の件	6
● 第3号議案 監査役1名選任の件	13
<添付書類>	
● 事業報告	14
● 計算書類等	31



証券コード：8395

株 主 各 位

佐賀市唐人二丁目7番20号

株式会社 **佐賀銀行**

取締役頭取 坂 井 秀 明

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。




敬 具

本総会への来場を控えていただいた株主の皆さまに当日の様子をお知らせするため、当行ウェブサイト（<https://www.sagabank.co.jp/>）にて映像を事後配信いたします。7月上旬より掲載する予定ですのでご活用いただきたく存じます（総会当日はご出席株主さまの肖像権・プライバシー等に配慮した撮影方法とし、可能な範囲においてご出席株主さまの容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまった際は、個人を判別できないように映像を加工いたします）。

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時
 2. 場 所 佐賀市唐人二丁目7番20号 当行本店8階大会議室
 3. 目的事項
- | | | | |
|------|--------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 報告事項 | 1.第92期 | （2020年4月1日から
2021年3月31日まで） | 事業報告および計算書類報告の件 |
| | 2.第92期 | （2020年4月1日から
2021年3月31日まで） | 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
-
- | | | |
|------|-------|-----------|
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使	郵送（書面）による 議決権行使の場合	電磁的方法 （インターネット等） による議決権行使の場合
		
<p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p>	<p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。</p>	<p>議決権行使ウェブサイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。</p>
<p>開催日時</p> <p>2021年6月29日（火） 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2021年6月28日（月） 午後5時30分到着分まで</p>	<p>行使期限</p> <p>2021年6月28日（月） 午後5時30分まで</p> <p>3～4 頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。</p>

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.sagabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) 当行の新株予約権等に関する事項 | (5) 親会社等との間の取引に関する事項 |
| (2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | (6) その他 |
| (3) 業務の適正を確保するための体制および運用状況 | |
| (4) 特定完全子会社に関する事項 | |

2. 計算書類等

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 株主資本等変動計算書 | (3) 連結株主資本等変動計算書 |
| (2) 個別注記表 | (4) 連結注記表 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類等及び連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類等及び連結計算書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.sagabank.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

ご注意事項

- 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

（受付時間 9：00～21：00 土・日・休日を除く）

〔議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

アクセス手順について



ID・パスワード入力 する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>

または

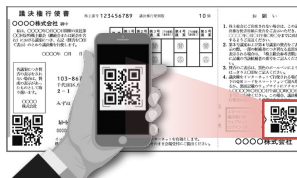
みずほ信託 議決権行使サイト

検索



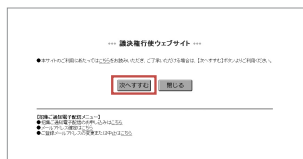
「スマート行使」による 方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのQRコード読み取りアプリを起動して、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、ウェブブラウザを起動させる

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



次へすすむをクリック

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

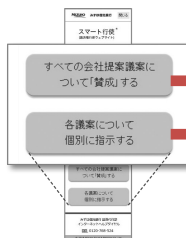


議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了
です。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、上記「ID・パスワード入力する方法」でご修正いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保に意を用いながら安定的な配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当についてもその基本方針に基づき安定した配当を維持することとし、1株につき35円といたしたいと存じます。これにより中間配当35円と合わせた当期の配当金は、当初の予定通り1株につき70円となります。

なお、今後につきましては、引き続き安定配当を基本方針としながら、業績等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を図っていきたいと考えております。

また、内部留保として別途積立金に2,000,000,000円を積立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金35円 総額587,331,535円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

2. その他の剰余金に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 2,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役陣内芳博、坂井秀明、中村紳三郎、山崎繁行、古舘直人、富吉賢太郎の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	じん の うち よし ひろ 陣 内 芳 博 再任	取締役会長
2	さか い ひで あき 坂 井 秀 明 再任	取締役頭取（代表取締役）
3	なか むら しん ざぶ ろう 中 村 紳三郎 再任	常務取締役 業務統括本部長兼D I 本部長
4	やま さき しげ ゆき 山 崎 繁 行 再任	取締役 唐津ブロック長兼唐津エリア長 兼唐津支店長兼唐津駅前支店長
5	ふる たち なお と 古 舘 直 人 再任	社外取締役 社外取締役候補者
6	とみ よし けん た ろう 富 吉 賢太郎 再任	社外取締役 社外取締役候補者

取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
1	<p>じん の うち よし ひろ 陣 内 芳 博 (1949年12月28日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1972年 4 月 当行入行 1995年 6 月 同本庄支店長 1998年 6 月 同鍋島支店長 2000年 6 月 同共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー兼総合企画部副部長兼事務管理部副部長 2002年 6 月 同システム部長兼共同化推進プロジェクトチームプロジェクトリーダー 2003年 6 月 同取締役総合企画部長 2005年 6 月 同常務取締役総合企画部長 2007年 6 月 同常務取締役 2010年 6 月 同代表取締役専務 2011年 6 月 同代表取締役副頭取 2012年 6 月 同代表取締役頭取 2018年 4 月 同代表取締役会長 2020年 6 月 同取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 佐賀商工会議所 会頭</p> <p>(取締役候補者として選任した理由) 1972年入行後、システム部長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2010年から代表取締役、2012年から頭取を務め、2018年から会長に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。</p>	7,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
2	<p>さか い ひで あき 坂 井 秀 明 (1958年9月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1981年4月 当行入行 2002年6月 同二日市支店長兼都府楼支店長 2002年11月 店舗統廃合により同二日市支店長 2004年4月 同総合企画部副部長 2007年6月 同武雄支店長 2009年6月 同総合企画部長 2011年6月 同取締役総合企画部長 2014年4月 同常務取締役 2018年4月 同代表取締役頭取 現在に至る</p> <p>(取締役候補者として選任した理由) 1981年入行後、武雄支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2011年から取締役、2014年から常務取締役を務め、2018年から代表取締役頭取に就任し、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。</p>	4,500株
3	<p>なか むら しん ざぶ ろう 中 村 紳 三 郎 (1962年12月11日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1985年4月 当行入行 2008年6月 同審査管理部副部長 2010年6月 同八幡支店長 2012年6月 同渡辺通支店長 2014年4月 同総合企画部長 2017年6月 同取締役総合企画部長 2018年4月 同取締役営業統括本部長代理兼福岡本部推進部長 2018年6月 同取締役営業統括本部副本部長 2020年4月 同取締役 2020年6月 同常務取締役業務統括本部長 2021年4月 同常務取締役業務統括本部長兼D I本部長 現在に至る</p> <p>(取締役候補者として選任した理由) 1985年入行後、渡辺通支店長、総合企画部長、福岡本部推進部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2017年から取締役、2020年から常務取締役を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者いたしました。</p>	6,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
4	<p style="text-align: center;"> <small>やま さき しげ ゆき</small> 山 崎 繁 行 (1963年3月15日生) 再 任 </p>	<p> 1987年4月 当行入行 2012年6月 同柳川支店長 2013年7月 同生産性向上プロジェクトチームプロジェクトリーダー 2016年4月 同生産性企画部長 2018年4月 同執行役員総合企画部長兼生産性企画部長兼For「S」プロジェクトチームプロジェクトリーダー 2019年4月 同執行役員唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長 2019年6月 同取締役唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長 2020年4月 同取締役唐津ブロック長兼唐津エリア長兼唐津支店長兼唐津駅前支店長 現在に至る (取締役候補者として選任した理由) 1987年入行後、柳川支店長、生産性企画部長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、また、2018年から執行役員、2019年から取締役に務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験及び識見を活かして当行の経営にその手腕を発揮することができる人物として取締役候補者といたしました。 </p>	3,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
5	<p style="text-align: center;">ふる たち なお と 古 舘 直 人 (1946年6月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外</p>	<p>1969年7月 日本銀行入行 1991年10月 同小樽支店長 1993年5月 同発券局参事 1994年5月 同経営管理局兼発券局参事 1995年5月 同福岡支店長 1997年11月 同検査役 1998年5月 同検査室長 1999年6月 同退職 1999年6月 財団法人金融情報システムセンター理事 2001年5月 中部証券金融株式会社顧問 2001年6月 同取締役社長 2007年6月 日証金信託銀行株式会社専務取締役 2008年4月 同代表取締役社長 2012年6月 同相談役 2013年6月 同非常勤顧問 2013年7月 明治安田生命保険相互会社非常勤顧問 2015年6月 当行取締役 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者として選任した理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割) 2015年から6年間当行の社外取締役として公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。また、地元出身者として、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。日本銀行にて福岡支店長、検査室長を務めるなど30年に亘り勤務経験があり、その後、中部証券金融株式会社取締役社長や日証金信託銀行株式会社代表取締役社長を歴任し、金融機関に関する専門的な知識及び経験を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 行株式の数
6	<p style="text-align: center;">とみ よし けん た ろう 富 吉 賢 太 郎 (1949年12月22日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任 社 外</p>	<p>1972年 4 月 株式会社佐賀新聞社入社 1989年 4 月 同有田支局長 1994年 4 月 同編集局報道部長兼論説委員 1998年 4 月 同編集局次長報道センター長兼論説委員 1998年10月 同唐津支社長 2002年 4 月 同論説委員会論説副委員長 2003年 4 月 同論説委員会論説委員長 2009年 4 月 同論説委員会執行役員論説委員長 2011年 4 月 同取締役・執行役員編集局長 2014年 6 月 同常務取締役編集局長 2015年 4 月 同常務取締役編集主幹 2016年 6 月 同専務取締役編集主幹 2018年 4 月 同専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長 2019年 4 月 同非常勤取締役名誉論説委員長 2019年 4 月 学校法人佐賀清和学園理事長 2019年 6 月 当行取締役 現在に至る</p> <p>(社外取締役候補者として選任した理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割) 2019年から2年間当行の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております、これまでの経験及び知識を活かして、引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として社外取締役候補者といたしました。株式会社佐賀新聞社に永年勤務し、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と専門的な知識を有していること及び佐賀清和学園の理事長として、豊富な経験と幅広い知識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待しております。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の古舘直人氏、富吉賢太郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
両氏は東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 古舘直人氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
富吉賢太郎氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者古舘直人氏、富吉賢太郎氏は、現在当行社外取締役としてすでに責任限定契約を結んでおりますが、選任後も当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
5. 当行すべての役員(取締役及び監査役)を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鶴田賢二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 行株式の数
じょう の よし あき 城 野 吉 章 (1965年9月14日生) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1990年4月 当行入行 2014年4月 同神野町エリア鍋島支店長 2016年4月 同県庁支店長兼営業統括本部営業支援部副部長 2017年4月 同東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2019年4月 同総合企画部長兼収益管理室長 2020年4月 同執行役員総合企画部長兼収益管理室長 2021年4月 同執行役員 現在に至る (監査役候補者として選任した理由) 1990年入行後、県庁支店長、東京支店長、総合企画部長を歴任し、銀行全般の知識・経験が豊富であり、2020年から執行役員を務めており、その責務と職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、これらの経験及び識見を活かして監査役として、その職責を適切に遂行できる人物として監査役候補者いたしました。	2,256株

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 当行すべての役員(取締役及び監査役)を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

以 上

第92期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は、本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

【金融経済環境】

2020年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業活動や個人消費が停滞するとともに、雇用環境も弱い動きが見られる等、総じて厳しい状況が続きました。

当行の主要営業基盤である北部九州の経済につきましても、同感染症の影響により、雇用・所得環境を中心に足もと弱い動きとなっております。

金融業界につきましては、マイナス金利政策が継続する資金運用環境下、企業向け貸出や個人ローンマーケットにおいて、金利は極めて低水準で推移しています。引続き日米欧の金融緩和政策や、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策が及ぼす影響等について注視する必要があります。

【事業の経過及び成果】

○第16次中期経営計画

こうした金融経済環境のなか、当行は2019年度からスタートした第16次中期経営計画（2019年4月1日～2022年3月31日）で、「このまちで、あなたと・・・地域の活力を未来へつなぐ銀行」を目指す姿とし、その基本方針に「コンサルティングを起点とする営業態勢の構築と生産性向上による効率化を進め、対顧客利益の黒字化を実現します。」「地域経済の活力となる良質な金融サービスを提供し、さらなる金融仲介機能の向上を実現します。」の2つの項目を掲げております。これら基本方針に全役職員一丸となって取り組んだ結果、一般的には「本業利益」と言われる2020年度の「対顧客利益」は、前事業年度比16億37百万円増加の13億98百万円となり、9期ぶりの黒字となりました。引き続き全行員のコンサルティング能力を高め、ステークホルダーの皆さま（お客さま、株主さま、地域社会、従業員）の将来のお役に立つ良質な金融サービスをご提供し続けることで、「地域活性化」と「当行の経営体力増強」の好循環を確立し、地域の未来へとつなげてまいります。

○店舗・チャネル

店舗などのお客さまとのチャネルにつきましては、お客さまのニーズや動向を踏まえた上で、見直しを実施しました。

有人店舗につきましては、2020年5月に肥前町支店有浦出張所を玄海町役場内へ移転しました。また2021年2月に渡辺通支店を福岡支店内へ、2021年3月に呉服町支店を本店営業部内へランチインランチ方式により移転統合しました。また、無人店舗（店舗外現金自動設備）につきましては、2カ所に新設し、11カ所を廃止しました。

この結果、当年度末の有人店舗数は本支店72カ店、出張所31カ所、無人店舗（店舗外現金自動設備）は78カ所となりました。

○地方創生及び事業性評価に向けた取組み

地方創生に向けた取組みについては、「お客さまの付加価値向上」と「地域の価値向上」の2つの面から当行が能動的にお手伝いすることで、活力ある地域未来の創造＝地域社会の発展に資することを目指しています。

2020年4月に、営業ネットワークを9つのブロックに編成した営業態勢とする「ブロック制」を新設しました。各ブロックには、専門性が高い分野（事業承継、M&A、医療など）への高い知識や経験を有する担当者を駐在させ、営業店と本部が一体となつて、地域へ包括的な支援・サービスを提供する態勢としています。

2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大によって、個人、法人という人格や規模を問わず、多くのお客さまが様々な影響を受けるといふいまだかつてない環境に陥りましたが、営業店行員のお客さまに寄り添う営業態勢と新設したブロック制が力を発揮し、ブロック内の営業店、本部人材が得意分野を組み合わせる約2万先のお客さまと面談し、1万5千件のお客さまのご要望をお受けするに至りました。

一方で、従来の「地方銀行フードセレクション」をWEB商談会として開催したことなど、コロナ禍でのニューノーマル（新しい生活様式）に対応してお客さまのニーズに向き合っていくことがお客さまの付加価値を向上し、地域の価値向上に繋がっていくものと考え、持続可能な地域社会の形成に今後も深く関わってまいります。

○取扱商品・サービスなどの拡充

ブロック制では資産運用・資産形成サポートの面でも成果が表れ、将来に備えた資産形成を始めとするライフプランの良きサポーターとしてお客さまとの伴走姿勢を強めることができた結果、預かり金融資産の販売は好調な結果となりました。今後はライフコンサルタントとして幅広い知識を身に付け、特に「人生100年時代」と言われる現代では、高齢化が招く諸問題に関してご本人さまはもちろんのこと、ご家族の方々とも良好な関係を築いていくことで、サステナブル（持続可能）な地域社会の形成に寄与してまいります。

また、2020年度は、加速するデジタル化、お客さまニーズの多様化に対応するため、スマートフォン専用アプリ「Wallet+」や即時決済型キャッシュレスサービス「さぎんJCBデビット」の取扱いを開始いたしました。「Wallet+」および「さぎんJCBデビット」によって、スマートフォンがあればお金にまつわる様々なサービスをシームレスに繋ぐことが可能となり、より便利にご利用いただけます。

今後も、環境の変化に素早く適応し、お客さまや地域のニーズに応えていくため、DX（デジタルトランスフォーメーション）に積極的に取組んでサービスの高度化を続

け、一方で、お客さまのライフパートナーとして存在感を高めていけるよう研鑽を続けてまいります。

○SDGsへの取組み

2020年6月よりSDGs私募債「地域の芽 未来の芽・育む債」の取扱いを開始し、SDGsの普及拡大や社会的課題解決への取り組みを後押ししています。SDGs私募債ではお客さまからいただいた発行手数料の一部を活用して、SDGsの普及拡大や社会的課題解決への取り組みを行う団体へ寄付や寄贈を行っており、2021年3月までに148件/91億円をお引受けし、72件/9百万円の寄付・寄贈を行っています。

また各事業者の方や地域が抱える課題等に対して、お客さまとともに解決の道を探る議論を行うため、「SDGs異業種交流会」を2020年10月から11月にかけて地区別に計10回開催いたしました。当交流会を機に、お客さま同士の新たな結びつきが数多く生まれているほか、地域活性化につながるビジネスの創出につながっています。

今後もSDGs異業種交流会等を通じて、地域の課題解決や新たな地域資源の発掘、磨き上げ等のため貢献できる活動を継続し、地域の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

以上のような取組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

○預金・貸出金等

2021年3月末の総預金残高は、個人預金が1,201億円、一般法人預金は1,356億円伸びたことで、前事業年度末比3,262億円増加し2兆7,041億円となりました。地区別では佐賀県で2,543億円、福岡県で655億円、それぞれ増加しました。

総貸出金残高に関しましても、政府系向けや中小企業さま等への貸出が増加したことで、前事業年度末比2,507億円増加し2兆249億円となりました。

有価証券につきましては、将来の金利変動リスクを考慮しながら資金の有効な運用に努めており、前事業年度末比811億円増加し6,093億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は、前事業年度末と比べて利益の積み上げ等により自己資本の増加があったことに加え、リスクウェイトの低い貸出金の増加を主因にリスクアセットの減少があったことにより、前事業年度末比0.08ポイント増加し8.11%（速報値）となりました。

不良債権（金融再生法開示債権）比率は、2020年3月末の2.06%が2021年3月末には2.09%となりました。

○損益状況

経常収益は、貸出金利息が前事業年度比3億21百万円増加したことや、役務取引等収益4億49百万円の増加があったものの、国債等債券売却益10億72百万円の減少を主因に、前事業年度比3億17百万円減少し331億59百万円となりました。

経常費用につきましては、外国為替売買損が前事業年度比5億43百万円減少したことや、営業経費が4億87百万円減少したものの、貸倒引当金繰入額が9億91百万円増加したこと等から、前事業年度比1億51百万円増加し293億94百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度比4億68百万円減少し、37億65百万円となりました。

また、当期純利益につきましては、経常利益は減少したものの、固定資産処分益5億58百万円を計上したことを主因に、前事業年度比5百万円増加し23億16百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

当行は2021年3月に創業140周年を迎えましたが、10年後に迎える創業150周年に向けたスタートの年と位置付け、ウィズコロナで急速に変化する経営環境やお客さまのニーズに対して的確に対応していくため、これまで以上の挑戦意欲とスピード感をもって、新たなビジネスモデルを構築してまいります。

ブロック制につきまして、2021年4月からは地域（ブロック）貢献をより反映した評価制度等の見直しなど実効性向上にむけた取組みを行うことでブロック制を深化させ、着実に経営基盤の強化を行ってまいります。

また、ウィズコロナを前提としたニューノーマル（新しい生活様式）への対応など、ビジネスモデルの転換が必要となる中、当行においても環境の変化に適応し、デジタル技術を大いに活用しながらお客さまや地域のニーズに応じていくため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推し進めています。

この取組みをさらに加速化していくため、2021年4月に「D I（デジタルイノベーション）本部」を新設いたしました。デジタルイノベーションによる顧客接点の刷新と行内業務のさらなる効率化実現、人とデジタルが融合したハイブリッド型ビジネスの早期確立に向けて取組んでまいります。

当行は、今後とも「ひたむきさや誠実さ」を基本姿勢としながらお客さまと接し、一方で効率的経営を目指し、全役職員一丸となって努力してまいりますので、株主の皆さま、お客さま、さらに地域の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,237,738	2,290,853	2,377,904	2,704,160
定期性預金	786,997	776,034	767,859	770,214
その他	1,450,740	1,514,819	1,610,044	1,933,946
貸 出 金	1,515,294	1,730,856	1,774,191	2,024,989
個人向け	388,358	393,269	393,987	391,059
中小企業向け	798,765	840,270	839,302	939,878
その他	328,170	497,315	540,901	694,050
特定取引資産（トレーディング資産）	—	—	—	—
特定取引負債（トレーディング負債）	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	533,054	470,826	528,229	609,365
国 債	34,887	25,361	24,884	23,292
地 方 債	201,404	194,247	211,364	238,025
そ の 他	296,762	251,217	291,981	348,047
総 資 産	2,418,524	2,467,354	2,555,392	3,047,554
内 国 為 替 取 扱 高	21,721,776	21,905,777	21,740,783	22,363,960
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 626	百万ドル 734	百万ドル 734	百万ドル 1,059
経 常 利 益	11,278	3,250	4,233	3,765
当 期 純 利 益	12,597	2,630	2,311	2,316
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 753.48	円 銭 157.16	円 銭 138.02	円 銭 138.13
信 託 財 産	—	—	—	—
信 託 報 酬	—	—	—	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております（以下の各表における金額についても同様であります）。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式の併合を実施したことから、1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式の併合が行われたと仮定して算定しております。
3. 当行は、銀行法第17条の2の規定に基づく特定取引勘定を設置しておりましたが、2019年4月1日より同勘定を廃止いたしました。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,339人
平 均 年 齢	40年9月
平 均 勤 続 年 数	18年4月
平 均 給 与 月 額	366千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員、及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
佐 賀 県	61店 (うち出張所 22)
長 崎 県	3 (// -)
福 岡 県	38 (// 9)
東 京 都	1 (// -)
合 計	103 (// 31)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備78カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所 該当ありません。

- (注) 1. 当年度において次の店舗等の位置変更を行いました。
(位置変更)
肥前町支店有浦出張所 (佐賀県東松浦郡玄海町)
渡辺通支店 (福岡県福岡市、福岡支店内)
呉服町支店 (佐賀県佐賀市、本店営業部内)
2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設、廃止いたしました。
(新設)
玄海町役場出張所 (佐賀県東松浦郡玄海町)
大財出張所 (佐賀県佐賀市、旧呉服町支店所在地)

(廃止)

マルキョウ神野店出張所（佐賀県佐賀市）
 片田江出張所（佐賀県佐賀市）
 唐津赤十字病院出張所（佐賀県唐津市）
 スーパー栄玉南佐賀店出張所（佐賀県佐賀市）
 浜玉出張所（佐賀県唐津市）
 小田部出張所（福岡県福岡市）
 須玖出張所（福岡県春日市）
 エスプラッツ共同出張所（佐賀県佐賀市）
 志久出張所（佐賀県武雄市）
 有田駅東出張所（佐賀県西松浦郡有田町）
 J R 博多駅筑紫口出張所（福岡県福岡市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名または名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,301
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 用 地	102
社 宅 の 新 築	96
店 舗 等 の 改 築	79
事 務 機 器	303
ソ フ ト ウ ェ ア	394

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率 (注)	その他
佐銀リース株式会社	佐賀市 駅南本町 4番23号	各種設備機器のリース業務	百万円 30	% 100.00	—
佐銀信用保証 株式会社	佐賀市 白山 二丁目3番16号	佐賀銀行の取り扱う個人口 ーに係る信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
佐銀コンピュータ サービス株式会社	佐賀市 愛敬町 7番17号	コンピュータによる情報処 理等のサービス業務	百万円 10	% 100.00	—
株式会社 佐銀キャピタル& コンサルティング	佐賀市 唐人 二丁目7番20号	有価証券の取得、保有、売 却、及びコンサルティング 業務	百万円 80	% 100.00	—
佐銀ビジネスサービス 株式会社	佐賀市 愛敬町 7番17号	佐賀銀行の文書管理、事務 代行業務等	百万円 104	% 100.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2020年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
陣 内 芳 博	取 締 役 会 長	佐賀商工会議所会頭	
坂 井 秀 明	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役)		
富 永 金 吾	専 務 取 締 役 長 営 業 統 括 本 部 (代 表 取 締 役)		
堤 和 幸	常 務 取 締 役		
中 村 紳 三 郎	常 務 取 締 役 長 営 業 統 括 本 部		
鵜 池 徹	常 務 取 締 役		
山 崎 繁 行	取 締 役 長 唐 津 ブ ロ ッ ク 長 兼 唐 津 エ リ ア 長 兼 唐 津 支 店 長 兼 唐 津 駅 前 支 店 長		
牟 田 日 出 光	取 締 役 長 佐 賀 南 ブ ロ ッ ク 長 兼 本 店 営 業 部 長 兼 呉 服 町 支 店 長		
高 祖 浩	取 締 役 長 営 業 統 括 本 部 副 本 部 長	株式会社佐銀キャピタル& コンサルティング代表取締役社長	
古 舘 直 人	取 締 役 (社 外 取 締 役)		
富 吉 賢 太 郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)	学校法人佐賀清和学園 理事長	
鶴 田 賢 二	常 勤 監 査 役		
井 寺 修 一	監 査 役 (社 外 監 査 役)	弁護士法人令和 池田法律事務所 代表弁護士	
田 中 俊 章	監 査 役 (社 外 監 査 役)		
池 田 巧	監 査 役 (社 外 監 査 役)		
(当年度中に辞任した役員)			
今 泉 直	常 務 取 締 役 長 営 業 統 括 本 部		2020年6月26日辞任
田 代 朗	常 務 取 締 役		2020年6月26日辞任
二 瓶 富 夫	取 締 役 長 営 業 統 括 本 部		2020年6月26日辞任

- (注) 1. 取締役古館直人、富吉賢太郎、監査役井寺修一、田中俊章及び池田巧の各氏は、上場している証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当年度中に辞任した役員の地位は辞任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、役位に応じて定額で支給する「固定報酬」、当行の業績等を勘案して支給する「賞与」、当行の企業価値を反映した株価と報酬の連動性を高めるための「株式報酬型ストックオプション」にて構成しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、独立性の確保から定額で支給する「固定報酬」のみとしております。当該方針につきましては、2012年5月11日開催の取締役会決議により決定しております。

当行の取締役及び監査役の固定報酬については、株主総会の決議により取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、同限度額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲内で取締役会の決議により決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原則年1回、取締役会の諮問機関である「独立社外役員会議」において、決定方針との整合性を含めた多角的な議論がなされており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第83期定時株主総会決議において月額1,900万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額を年額6,000万円以内、株式数の上限を年4万株（注）以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、当該定時株主総会において月額290万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式の併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

八. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	株式報酬型 ストックオプション
取 締 役 (社外除く)	12人	224	181	43
監 査 役 (社外除く)	1人	21	21	—
社外取締役	2人	7	7	—
社外監査役	3人	11	11	—
計	18人	265	221	43

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役(社外除く)に対して株式報酬型ストックオプションを付与しております。当該株式報酬型ストックオプションにつきましては、2020年6月26日開催の取締役会決議に基づき、取締役(社外除く)9名に対し、新株予約権3,995個(新株予約権1個につき10株)を付与しております。権利行使の条件は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるとしております。
2. 上記以外に支払った使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価は27百万円であります。
3. 役員賞与金は該当ありません。
4. 上記報酬等の額のほか、2020年6月26日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に6百万円の役員退職慰労金を支払っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
古 舘 直 人 (取締役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役の職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする契約を締結しております。
富 吉 賢太郎 (取締役)	
井 寺 修 一 (監査役)	
田 中 俊 章 (監査役)	
池 田 巧 (監査役)	

(4) 補償契約

在任中の会社役員との間の補償契約
該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行すべての役員	会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
富 吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園 理事長
井 寺 修 一	弁護士法人令和 池田法律事務所 代表弁護士

(注) 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
古 舘 直 人 (取締役)	2015年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中15回出席	日本銀行にて30年の勤務経験があり、金融機関に関する豊富な経験（学識・専門知識）を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、筆頭独立社外取締役として独立社外役員会議等において積極的な意見を述べていただく等、主導的役割を果たしました。
富 吉 賢太郎 (取締役)	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席	佐賀新聞社に永年勤務され、専務取締役編集主幹論説委員会論説委員長を務めた実績があり、報道機関での豊富な経験と幅広い知識を有していることから、当該視点より監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。結果、当行取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
井 寺 修 一 (監査役)	2016年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中15回出席 監査役会27回開催中27回出席	2005年の弁護士開業以来、法務実務に携わった経験により培われた法務に関する専門的な見識を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会や監査役会においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
田中俊章 (監査役)	2018年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席 監査役会27回開催中27回出席	旧大蔵省（現・財務省）勤務時代に携わった金融行政に関する知見や退官後の病院経営幹部としての経験を活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会や監査役会においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。
池田巧 (監査役)	2019年 6月から 現在まで	取締役会16回開催中16回出席 監査役会27回開催中27回出席	佐賀県庁勤務時代に培われた行政的な知見に加え、県庁退職後企業経営者としての経験も活かし、中立的、客観的な視点から当行における経営上の意思決定や業務の執行状況に関して適正な監査を行っております。また取締役会や監査役会においても同様の視点からの積極的な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	19	—

- (注) 1. 役員賞与金は該当ありません。
2. 役員賞与金および退職慰労金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 49,914千株
 発行済株式の総数 16,780千株（自己株式355千株を除く。）
 （注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当年度末株主数 7,258名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	796千株	4.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	724	4.31
佐 賀 銀 行 行 員 持 株 会	720	4.29
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	522	3.11
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	505	3.01
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	380	2.26
株 式 会 社 肥 後 銀 行	347	2.07
株 式 会 社 福 岡 銀 行	307	1.83
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	281	1.67
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	279	1.66

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式を355千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (社外取締役を除く。)	3人	普通株式 36,070株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等		その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真 弓	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	48	(注2)
指定有限責任社員 川 口 輝 朗	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—	

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部署等から必要な資料を入手し且つ説明・報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、監査品質、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額は相当と認められたため、同意いたしております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、52百万円でありま
 す。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、その他社会的信用を失墜する等により当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続を行います。

6. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第92期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	377,473	預金	2,704,160
現金	33,844	当座	196,646
預金	343,629	普通	1,695,289
買入金	2,143	貯蓄	4,242
有価証券	862	定期	3,834
債券	609,365	預金	770,214
債権	23,292	預金	33,932
債権	238,025	預金	9,322
債権	8,999	預金	5,092
債権	161,093	預金	26,709
株式	40,816	預金	129,171
その他	137,137	預金	129,171
貸出	2,024,989	預金	386
引当金	4,581	預金	13
手形	65,701	預金	372
貸付	1,755,087	預金	24,510
越前	199,617	預金	1,410
替	2,411	預金	659
預け	2,076	預金	915
替	316	預金	2,722
預	18	預金	256
替	7,988	預金	18,545
産	85	預金	596
用	1,581	預金	1,817
益	1,104	預金	229
品	5,217	預金	2,297
産	23,022	預金	3,122
産	4,833	預金	11,759
物	16,795	預金	2,919,174
地	89	(純資産の部)	
定	1,303	資本	16,062
資	1,149	本利	11,374
産	961	剰余	11,374
産	188	準備	78,220
返	11,759	剰余	14,926
金	△13,611	剰余	63,293
計	3,047,554	剰余	56,800
		剰余	254
		剰余	6,239
		剰余	△969
		剰余	104,688
		剰余	17,062
		剰余	6,422
		剰余	23,484
		剰余	206
		剰余	128,379
		剰余	3,047,554

第92期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	金	額
経常収益	23,943	33,159
利息配当	18,700	
配当	4,989	
当利	△3	
受取利息	204	
受取配当	51	
受取配当	7,325	
受取配当	2,330	
受取配当	4,994	
受取配当	694	
受取配当	22	
受取配当	0	
受取配当	666	
受取配当	5	
受取配当	1,197	
受取配当	0	
受取配当	794	
受取配当	12	
受取配当	390	
経常費用	414	29,394
利息	308	
利息	4	
利息	4	
利息	48	
利息	47	
利息	0	
利息	3,739	
利息	675	
利息	3,063	
利息	683	
利息	364	
利息	198	
利息	120	
利息	21,619	
利息	2,938	
利息	2,443	
利息	141	
利息	74	
利息	278	
経常利益	558	3,765
経常利益	558	
経常利益	141	869
経常利益	728	
経常利益	1,741	3,454
経常利益	△604	
経常利益	1,137	2,316
経常利益	2,316	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

第92期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	377,496	預 金	2,699,263
買入金銭債権	2,143	譲渡性預金	9,322
金銭の信託	862	コールマネー及び売渡手形	5,092
有価証券	602,031	債券貸借取引受入担保金	26,709
貸出金	2,016,168	借入金	136,753
外国為替	2,411	外国為替	386
リース債権及びリース投資資産	15,344	その他負債	27,415
その他資産	13,113	賞与引当金	628
有形固定資産	23,245	退職給付に係る負債	1,157
建物	4,868	役員退職慰労引当金	12
土地	16,866	睡眠預金払戻損失引当金	229
建設仮勘定	89	繰延税金負債	2,782
その他の有形固定資産	1,420	再評価に係る繰延税金負債	3,122
無形固定資産	1,173	支払承諾諾	11,759
ソフトウェア	981	負債の部合計	2,924,634
その他の無形固定資産	191	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	251	資本金	16,062
繰延税金資産	585	資本剰余金	13,327
支払承諾諾見返	11,759	利益剰余金	73,492
貸倒引当金	△15,507	自己株式	△969
投資損失引当金	△31	株主資本合計	101,911
資産の部合計	3,051,047	その他有価証券評価差額金	17,062
		土地再評価差額金	6,422
		退職給付に係る調整累計額	808
		その他の包括利益累計額合計	24,293
		新株予約権	206
		純資産の部合計	126,412
		負債及び純資産の部合計	3,051,047

第92期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		41,153
資金運用収益	23,521	
貸出金利息	18,660	
有価証券利息配当金	4,608	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 3	
預け金利息	204	
その他の受入利息	51	
役務の取引等収益	7,605	
その他の業務収益	8,482	
その他の経常収益	1,544	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	1,544	
経常費用		36,940
資金調達費用	440	
預金利息	307	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
債券貸借取引支払利息	48	
借入金利息	75	
その他の支払利息	0	
役務の取引等費用	3,371	
その他の業務費用	7,810	
その他の経常費用	22,266	
貸倒引当金繰入額	2,418	
その他の経常費用	632	
経常利益		4,213
特別利益		558
固定資産処分益	558	
特別損失		879
固定資産処分損失	148	
減損損失	728	
その他の特別損失	3	
税金等調整前当期純利益		3,892
法人税、住民税及び事業税	2,017	
法人税等調整額	△ 590	
当期純利益		1,427
親会社株主に帰属する当期純利益		2,465

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかど

うかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 佐賀銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 輝 朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐賀銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐賀銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の

立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 佐賀銀行	監査役会
常勤監査役 鶴 田 賢 二	Ⓔ
社外監査役 井 寺 修 一	Ⓔ
社外監査役 田 中 俊 章	Ⓔ
社外監査役 池 田 巧	Ⓔ

以 上

